

別表第1

消防用設備等に係る工事の区分

工事の区分	内 容	取扱い
新 設	防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。	工 事
増 設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。	
移 設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。	
取替え	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。	
改 造	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。	
補 修	防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。	整 備
撤 去	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。また、工事を伴わず消防用設備等の一部を取り外す場合も、「撤去」として取り扱う。	